

# 武小学校いじめ防止基本方針全体計画

## 【学校教育目標】

確かな学力と豊かな心をもち、健やかな体でたくましく生きる武の子を育てる。

### 【家庭・地域等との連携】

学校の取組の情報提供  
家庭での様子や友達関係に関する情報の収集  
PTA・地域あいご会・学校評議委員会・青少年健全育成会・校外生活指導連絡協議会

### 【心の健康推進委員会】

いじめの問題を未然に防止するため、いじめまたはその兆候を早期に発見し、対処を話し合うことによつて、解決を図ることができるようにする。  
○ 月1回、校長、教頭、教務・生徒指導・保健主任、各学年代表・養護教諭での情報・意見交換を行い、職員会議の中で全体での共通理解を図る。

### 【関係機関等との連携】

県・市教育委員会  
(青少年課;かみかみ)  
児童相談所  
警察 医療機関  
相談窓口(かごしま教育のけい等)  
各種相談機関 等

### 【教育活動の重点】

○ 道徳心や社会性を養い、心身ともにたくましい子どもの育成  
○ 「確かな学力」をもち、個性あふれる子どもの育成  
○ 信頼される開かれた学校づくりの推進

### 【児童の主体的な取組】

○ 学級活動での話し合い  
○ 児童会活動(委員会活動;総務・生活安全・JRC・保健等)での取組  
○ ボランティア活動の推進

### 【いじめの防止】

一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進  
○ 一人一人が活躍できる、分かる授業の推進  
○ リレーションタイム(毎週月曜日朝)の実施  
○ 児童会活動での主体的な取組(生活安全委員会;あいさつ運動等)  
○ 人間関係を深める体験活動(わくわく週間、ふれあい給食等)

### 【いじめの早期発見】

○ 丁寧な日常生活の行動観察(日記を含む)  
○ 学年会や心の健康推進委員会での情報交換  
○ 気になる子との積極的な教育相談、アンケートの実施

### 【いじめへの対応】

早期解決のために全職員が一丸となって問題解決に当たる。  
○ 正確な問題(事実)の把握・確認、綿密な情報収集とその共有化  
○ 校長以下、学年・生徒指導部を中心とした指導体制の確立と対応の協議  
○ 関係機関や専門家との協力  
○ スクールカウンセラー(武中)との連携  
○ 被害・加害児童双方への適切な指導、保護者への連絡

### 【生徒指導体制】

○ 教師と子、子ども同士の間、望ましい人間関係づくり  
○ 子どもの生の実態のきめ細かな把握と問題行動の共通理解

### 【教育相談体制】

○ 悩みをもつ子どもの把握と支援  
○ 積極的・効果的な教育相談の実施

### 【校内研修の充実】

○ 分かる・できる授業の推進  
○ 教育相談技法の習得と実践  
○ 事例研修会の実施

## ＜年間計画＞

月	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	児童会活動	情報モラル関係	教育相談	職員研修
4	年間及び1学期の活動計画の検討・取組評価アンケートの作成	校内いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	JRC加盟登録式	各教科等における指導計画の確認	家庭訪問	生徒指導事例研修 学校基本方針の確認
5	実態に基づいた対応策の検討			ニコニコ月間		個別面談	具体的な対応のあり方検討
6				わくわく週間	保護者向け啓発研修会	個別面談	家庭との連携のあり方検討
7	取組評価アンケートの実施 各種作品展表彰	市いじめアンケート				個別面談	取組評価の結果確認
8	取組評価アンケートの集計、取組の検証、2学期の活動計画の検討						携帯・インターネットに関する研修
9	実態に基づいた対応策の検討	県いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	敬老お手紙	携帯・インターネット利用実態調査	個別面談	具体的な対応のあり方検討
10				わくわく週間		個別面談	
11			日曜参観;道徳授業		高学年向け指導	個別面談	
12	取組評価アンケートの実施・集計、各種作品展表彰			敬老年賀		個別面談	取組評価の結果確認
1	実態に基づいた対応策の検討	校内いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施			個別面談	具体的な対応のあり方検討
2	取組評価アンケートの実施・集計			児童総会		個別面談	
3	各種作品展表彰 取組の検証、次年度活動計画の作成			ボランティア表彰		個別面談	1年間の取組の結果確認 次年度活動計画の確認

# 鹿児島市立武小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改訂

## 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（「いじめ防止対策推進法」第2条）」とする。

なお、起こった場所は学校の内外は問わない。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。（平成18年度以降「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義より）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの子どもにも起こりうる」「ネットいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気づいていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」という基本認識をもち、全校の子どもが「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送れるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 いじめ防止のための取組

### (1) いじめの未然防止に向けての取組

子ども一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が「分かる、できる」授業を心がけ、子どもに基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

特に、道徳の時間には、命の大切さについての指導に重点を置いて行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を子どもがもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめを認め、加担することにもつながることを認識させる。

**ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。**

#### (ア) ニコニコ月間での取組

5月25日～6月25日に実施される「いじめ防止啓発強調月間」において、生活安全委員会を中心に、いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

#### ○ わくわく週間

「みんなで遊ぶ日」の取組を通して、異学年と交流を深め、楽しく遊ぶことができるようにする。上学年の子どもたちには、下学年の子どもたちが楽しく遊べるように上手にかかわれるように配慮する。また、下学年の子どもたちは、上学年の人の話をよく聞いて、楽しく遊べるように支援する。このような週間をきっかけに、ふだんから誰とでも仲良くする雰囲気をつくる。

#### (イ) いじめ問題を考える週間

友達同士のかかわりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に伝えようとする心情を高めるために、学期始めの早い時期に設定する。

#### (ウ) 各種作品展への積極的な応募・表彰による個性の伸長

子どもに市長部局や市教委等が募集する各種作品展に教育課程に支障のない範囲で積極的に応募させる。受賞されたものについては、全校朝会や学校だよりで紹介し、個のよさを称賛する。また、学校の行事等で称賛できるものについては、校長名の賞状を与える。

## イ 子ども一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

### (7) 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- 子どもの自発的・自治的な活動を支える委員会活動の充実
- 子どもが主体的に取り組める学習活動や自主学習プリント等の工夫
- 「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」における日曜参観での「道徳」授業の実施

### (イ) よりよい人間関係を育むためのリレーションタイム

毎週月曜の朝の活動で、グループエンカウンターやソーシャル・スキルの要素を含んだ簡単なゲームを行い、1週間を学級の友達と笑顔で楽しくスタートできるようにする。

### (ウ) 「人権同和教育」との関連

- 「人権同和教育」関連教材一覧表の作成

人権尊重の精神を基にして、豊かな心情をもち、認め合い、励まし合って、仲間とともに差別をなくしていける子どもを育てるために、人権同和教育に関連する単元・教材を洗い出して一覧表を作成し、積極的に活用する。

- 校内人権月間の実施

お互いの人権を大切にする視点から「いじめ」問題を考えさせ、その未然防止や解決方法を考えることができるようにする。また、自分の「よさ」を書いた人権ポスターを掲示することによって、一人一人の「よさ」を認め合えるようにする。

### (エ) 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科等における道徳性育成につながる体験活動の推進を行う。

## ウ 保護者や地域、関係機関等との連携

学期始めや学期末の学級・学年PTAで、「いじめ」に関する内容にふれ、ふだんの子どもたちの会話や様子から、学級内では見えない「いじめ」に関する情報を得ることができるようになる。また、青少年健全育成会等での情報交換により、学校外での子どもたちの様子を把握し「いじめ」に関する情報を得ることができるようになる。

さらに、得た情報を具体的な生徒指導に生かせるように努力するとともに、保護者や地域、関係機関等との連携を深め、より情報を得やすい関係づくりに努めることができるようにする。

## (2) いじめの早期発見の取組

ア 「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての教員が子どもの様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、子どもの小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ おかしいと感じた子どもがいる場合には、学年会や心の健康推進委員会等の場において気付いたことを共有し、より多くの目で該当する子どもを見守る。

ウ 子どもの様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、子どもに安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には「教育相談活動」で該当する子どもから悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「いじめアンケート」を年4回行い、子どもの悩みや人間関係を把握することによって「いじめゼロ」の学校づくりを目指す。

オ 「ふりかえりカード」で各学期毎に反省を行い、実践的な態度を養う道徳教育を推進する。

## (3) いじめへの早期対応・解決に向けた取組

### ア 校内での対応

(7) いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

(イ) 担任及び学年主任等二人以上で情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている子どもの身の安全を最優先に考え、いじている側の子どもに対しては毅然とした態度で指導にあたる。

(ウ) 即日、臨時心の健康健康推進委員会を開き、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を行い、適切な指導への組織的な対応を検討する。

(エ) いじめられている子どもの心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー（武中学校）と連携を図りながら、指導を行っていく。

## イ 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- (ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をより密にし、学校の取組についての情報を提供するとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。決して学校内だけで問題解決を図るようなことがないようにする。
- (イ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「かごしま教育ホットライン24」等の相談窓口の利用も検討する。
- (ウ) 教育委員会への連絡を行い、必要に応じて関係機関や専門家への協力を求める。

## ウ いじめた児童への対応

いじめるという行為が「命に関わる重大なこと」であり、「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。その際、いじめられた子どもの心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として決して許されない行為であることを分からせるとともに、自ら反省し、謝罪したいという気持ちを抱くことができるように指導する。

また、集団でのいじめの場合は、集団内の力関係も考え、一人一人の言動を正しく分析して、指導に当たる。その際、「いじめ」そのものに問題があるという立場を貫くことができるようにする。(いじめられた子に「非」があると認めない。→いじめられても仕方がないという方向に流れないように配慮する。)

## エ いじめられた児童の保護者への対応

いじめを発見した(報告のあった)その日に、家庭訪問等で面談し、学校の把握している事実関係(実態や経緯等)を伝える。今後の方針(「心の健康推進委員会」で検討した事項)を伝え、今後の対応を協議するとともに、保護者の不安を共感的に受け止め、学校として子どもを安全に守り通すことを伝える。また、家庭での様子や変化等に留意して、何かあったらすぐに連絡・相談するようお願いする。さらに、状況に応じ、緊急避難としての欠席・転校措置に弾力的に対応する。

## オ いじめた児童の保護者への対応

把握した事実を正確に伝え、いじめられた子どもや保護者への気持ちに共感してもらえるようにする。「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識してもらうとともに、家庭での指導を依頼する。また、担任が仲介役となって、いじめられた子の保護者と協力していじめを解決できるように、保護者同士が理解し合えるように要請したり助言したりする。

## 3 いじめ問題に取り組むための組織

### (1) 学校内の組織(心の健康推進委員会)

月1回、校長、教頭、教務・生徒指導・保健主任、各学年代表・養護教諭で、いじめまたはその兆候に関する情報・意見交換を行う。また職員会議の中で、全教職員で問題傾向のある児童の現状や指導の情報の交換、及び共通行動、対処法を話し合うことにより、問題の解決を図ることができるようにする。さらに、定期的に運営に関する点検・見直しを行うことにより、組織が適確に機能できるようにする。

### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な初期対応をするとともに、教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくって対処する。

その参加メンバーは以下の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主任、PTA会長、生活安全部長、鹿児島西警察署、主任児童委員(2人)、武校区公民館運営審議委員長(武校区青少年健全育成実行委員長)

### (3) 校外への啓発

学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表することにより、児童一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。

#### 4 重大事態への対処

【重大事態とは…〈いじめ防止対策推進法〉（平成25年法律第71号）】

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）
- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 心身等に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- イ 担当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。児童・保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は「心の健康推進委員会」において対応を協議し、緊急対応委員会を設置する。事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対処する。
- (3) 調査した結果は、被害児童・保護者に対して適切に情報を提供する。

#### 【重大事態の対応フロー図】

